

長野県における第12次労働災害防止推進計画のポイント

(平成25年度～平成29年度)

長野労働局

この計画は、国が定める「第12次労働災害防止計画」の目標を達成するために、長野労働局が重点的に取り組む事項を定めたものです。

※計画の本文は、長野労働局ホームページをご覧ください。
(<http://nagano-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

現状と課題

■ 労働災害の状況（平成24年）

- ・死傷者数（休業4日以上）は1,903人（平成22年から3年連続増加）
- ・死亡者数は13人（過去最少） 半数以上が建設業で発生
- ・労働災害は長期的には減少しているが、第三次産業の割合が増加
（特に社会福祉施設の労働災害は、過去10年で2.8倍）

■ 労働者の健康をめぐる状況

- ・化学物質による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、アスベスト対策、じん肺予防対策に加えて、熱中症対策、受動喫煙防止対策が必要

【業種別の死傷者数の推移】

(単位：人)

業種	平成14年	平成24年	災害増減率
製造業	657 (30.6%)	509 (26.7%)	-22.6%
建設業	504 (23.5%)	276 (14.5%)	-45.3%
第三次産業	889 (41.5%)	883 (46.4%)	-0.7%
小売業	191	225	+17.8%
社会福祉施設	49	137	+179.6%
飲食店	48	47	-2.1%
陸上貨物運送業	121 (5.6%)	126 (6.6%)	+4.1%
全業種合計	2,144	1,903	-11.3%

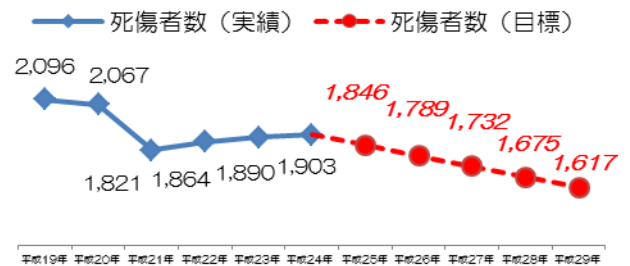
(出典：労働者死傷病報告 ()は構成比)

計画の重点目標

平成29年までに、平成24年比で

- 死傷者数：15%以上減少
- 死亡者数：20%以上減少させ10人以下

第12次労働災害防止推進計画の目標



ポイント①

労働災害全体の減少目標に加えて、重点対策ごとに数値目標を設定

◆ 労働災害を減少させるための重点業種対策

- ・第三次産業：20%以上減少
- ・陸上貨物運送業：15%以上減少
- ・製造業：10%以上減少

◆ 重点疾病ごとの数値目標

- ・メンタルヘルス対策取組率 70%以上
- ・熱中症：20%以上減少

ポイント②

第三次産業を最重点業種に位置づけ

労働災害に大きな減少が見られず、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に災害の多い「小売業」「社会福祉施設」「飲食店」を重点に取組を実施

ポイント③

死亡災害に対し重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業に対して、「墜落・転落災害」「クレーン・建設機械などの重機災害」に焦点を当てて取り組む

長野県における第12次労働災害防止推進計画の概要

計画期間：平成25年度～平成29年度（5か年）

■ 計画のねらい

- 長期的な労働災害動向と社会情勢の変化を踏まえて、国が定める第12次労働災害防止計画の目標を達成するため、長野労働局が取り組むべき課題と方針及び具体的目標を定める
- 行政資源を重点的・効果的に投入し、「みんなの安心・健康職場」の実現という一つの目標に向かって総合的に推進する

■ 計画が目指す姿

- 誰もが安心して健康に働くことができる労働環境を実現する
- 働くことによって生命が脅かされたり、健康が損なわれたりすることは、本来あってはならないという意識を共有する
- 安全・健康のために必要なコストについて正しい理解を醸成する
- 行政、労働災害防止団体、業界団体などの全ての関係者が連携・協働して取り組む

■ 計画の重点目標

- 平成29年までに、労働災害による死傷者数（休業4日以上）を15%以上減少（平成24年比）
- 平成29年までに、労働災害による死亡者数を20%以上減少させ10人以下（平成24年比）

■ 4つの重点施策

- ①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- ②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み
- ③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- ④発注者、製造者、施設等の管理者による取組の強化

①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点業種対策

第三次産業対策（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）

【目標】

死傷者数を 20%以上減少

- 店舗ごとに安全衛生管理に携わる責任者を選任
- 大規模店舗、多店舗展開企業を重点に労働災害防止意識を向上
- バックヤードを中心とした作業場、通路等を安全化
- 介護施設における腰痛、転倒災害防止対策を推進
- 飲食店における切れ・こすれ災害、転倒災害防止対策を推進

陸上貨物運送業対策

【目標】

死傷者数を 15%以上減少

- 荷役作業時の労働災害防止対策を普及、徹底
- トラック運転者に対する安全衛生教育を強化
- 荷主による取組（荷主と運送業者との役割分担の明確化など）を強化

製造業対策（特に食料品製造業）

【目標】

死傷者数を 10%以上減少

- 安全衛生管理体制を充実・強化
- 機械設備による労働災害防止対策（危険個所の「見える化」の促進など）を推進
- KY活動、リスクアセスメント等の自主的取組を促進

建設業対策

【目標】

死亡者数を 30%以上減少させ、5人以下

- 足場、屋根、はしご等からの墜落・転落災害防止対策を推進
- クレーン・建設機械等の重機災害防止対策を推進
- 関係請負人まで安全衛生必要経費が確実に渡るよう発注者に要請
- 解体工事での安全の確保、アスベストばく露防止対策を徹底

健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

【目標】

対策に取り組んでいる事業場の割合を 70%以上

- メンタルヘルス不調を予防するための職場改善の取組を促進
- ストレスへの気づきと対応を促進
- 取組方法が分からない事業場を支援（メンタルヘルス対策支援事業を活用）
- 職場復帰対策を促進（メンタルヘルス対策支援事業を活用）

過重労働対策

- 健康診断の実施と事後措置などの健康管理を徹底
- 休日・休暇の付与・取得を促進
- 時間外労働の限度基準の遵守を図り、時間外労働削減を促進

化学物質対策

- 特定化学物質障害予防規則等で定められた措置を徹底
- 危険有害性情報の入手による自主的取組を促進
- 危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付を促進

アスベスト対策

- アスベスト含有製品の製造、輸入等の全面禁止を徹底
- 解体工事でのアスベストばく露防止対策を徹底
- 離職者の健康管理対策を推進

じん肺予防対策

- アーク溶接作業、岩石等の裁断等の作業、金属等の研磨作業、ずい道等の建設工事での粉じん障害防止対策を推進
- 電動ファン付き呼吸用保護具の着用を促進

腰痛予防対策

- 介護施設、小売業、陸上貨物運送業での腰痛予防教育を強化
- 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及

熱中症予防対策

【目標】
5年間合計の熱中症による死傷者数を20%以上減少

- 建設業、警備業、製造業など暑熱な環境下にさらされる業種を重点に対策を推進

受動喫煙防止対策

- 受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発を実施
- 事業者に対する効果的な支援を実施（助成金の活用等）
- 職場での全面禁煙・空間分煙・その他の措置を徹底

その他の対策

- 危険有害性の「見える化」の促進
- リスクアセスメントの普及促進
- 冬季労働災害防止対策の推進など

②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

- 安全衛生専門家会議の活用を促進
- 労働災害防止団体の活動を活性化

③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

- 経営トップや労働者の安全・健康に関する意識の高揚
- 労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

④発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

- 外部委託により安全衛生上の責任を逃れたり、過度に安価な発注により受注者が安全衛生対策の経費が計上できない状況にならないよう発注者等による取組を強化
- 製造段階での機械の本質的安全化を促進するとともに、リスク低減措置の実施や危険性等の通知等の措置を徹底